令和2年司法試験最終合格発表に関する会長声明

2021年(令和3年) 2月26日

兵庫県弁護士会会 長 友廣隆宣

1 本年1月20日, 令和2年司法試験の合格発表があり, 最終合格者は1,450人と なった。

受験者数は、今回は3,703人であり、平成23年の8,765人から減少傾向が続いている。

合格率は、平成28年の22.9%から上昇を続け、本年は39.2%に達している。 今回の合格最低点は780点であるのに対し、総合点の平均点は807.56点である。

2 当会は、平成29年以来、毎年、会長声明として、1,500人程度という人数を前提にすることのない合格判定を行うことを求めてきた。

今回は合格者が1,500人を下回り、これまでの意見表明が反映されたとみることもでき、評価できる面もある。

しかしながら、1,500人から下回った数は50人に止まっている上、合格最低点が総合点の平均点から27.5点と大きく下回っていることからすると、昨年に引き続き、1,500人程度を輩出するという政府目標を達成するために合格者の質よりも数を優先した疑念は払拭できない面もあり、誠に遺憾である。

- 3 法曹養成推進会議の平成27年6月決定は、法曹人口の在り方について、「引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである」としている。
- 4 この間,弁護士人口は,平成27年の36,415人から令和元年の41,118人に増加 している。

しかしながら、法曹有資格者の活動領域の拡大については、企業内弁護士の人数は増加しているものの令和元年で2,418人と、増員した弁護士を吸収できる規模には達していない。国や自治体における弁護士需要も、任期付き公務員が多い上、令和元年で238人が任用されているに止まっている。海外展開支援事業における需要も低調である。

政府が想定するほど法曹有資格者の活動領域の広がりはなかったと言わざるを 得ない。

また、司法アクセスの容易化については、弁護士過疎対策により、いわゆるゼロ・ワン問題はほぼ解消し、公設事務所・日本司法支援センター司法過疎地域事務所の設置件数も横ばい傾向にある。日本司法支援センターも含めた法律相談件

数については、平成19年をピークに横ばいから減少傾向にある。

司法アクセスの容易化という課題については、平成27年6月決定当時において想定された政策目標は、ほぼ達成されたと評価でき、これ以上の大幅な拡大を 見込む要因はない。

従来からの職域である訴訟業務については、平成27年以降の裁判所での民事 事件、家事事件の新規受入事件数をみると、簡易裁判所の事件や別表第一審判事 件など増加傾向にある類型もあるが、増加した弁護士数と比例するような規模で はない。

政府は、法的需要が喚起できることを前提に1,500人という人数を決定したと 思われるが、この間、政府が想定しているような法的需要の広がりがなかったと 言わざるを得ない。

5 他方, 法科大学院志願者は, 平成27年度の10,370人から平成30年度の8,058 人に減少し, 令和2年度は8,161人と回復しているものの低調傾向である。

競争倍率は、平成27年度は1.87倍であったが、令和2年は2.21倍となり増加はしている。しかし、これは、定員数が平成27年度3,169人から令和2年度2,233人に減少しているためである。

政府は、より多くの有為な人材が法曹を志望することによって質の高い法曹を 輩出することを前提にしていたが、この間、政府が想定しているほど有為な人材 が法曹を志願する状況になっていないと言わざるを得ない。

6 当会は、弁護士人口が急増することによる弊害を取り除くため、平成22年3月に、司法試験合格者は年間1,000人程度とすべきであるとの「適正な法曹人口に関する総会決議」を行っている。ここでは、司法制度改革審議会が想定しているような法的需要が見込めないこと、弁護士数が急増することにより市民に不利益が生じることを指摘した。上述の状況からすると、当会が平成22年に危惧した点は、平成27年以降も、未だ解消されていないと言わざるを得ない。

加えて、日本弁護士連合会の試算によると、1,500人の合格者数を維持した場合、 弁護士人口は、2018年の40,066人から2046年の63,879人まで増加し続けると予測 されている。弁護士1人あたりの国民数も2018年は3,156人であるのに対し、2046 年には1,652人に減少すると予測されている(弁護士白書2019年版)。

既に人口減少社会に突入しているわが国において,今後,政府が平成27年に 想定していたような法的需要の増加や法曹志願者の増加は期待できない。

7 そこで、当会は、政府に対し、司法試験合格者を1,500人程度輩出すべきとした 法曹養成推進会議の平成27年6月決定を見直し、速やかに適正な合格者数に減 員することを可能とする政策を採ることを求める。

以上